

大田原市国際親善大使の設置に関する要綱

(設置)

第1条 市の市政、歴史、文化、産業、観光等の情報を世界各国にPRすることにより、本市と世界各国との交流を広げ、及び本市の国際化推進に寄与するため、大田原市国際親善大使（以下「大使」という。）を設置する。

(任務等)

第2条 大使の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市の市政、歴史、文化、産業、観光情報等のPR
- (2) 市の振興に関する意見、提言及び情報の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める活動

2 市長は、市のホームページへの掲載その他市の広報活動の用に供するため、大使の氏名及び肖像等の画像情報を無償で使用するができるものとする。この場合において、使用すること及び使用する情報について、市長は、あらかじめ当該大使の了解を得なければならない。ただし、当該大使が不要と認めるときは、この限りでない。

(委嘱)

第3条 大使は、市との関わり等を通じて市に愛着と誇りを持ち、大使としての任務の遂行に適格性を有すると市長が認める者のうちから、本人の同意を得て市長が委嘱する。

(任期)

第4条 大使の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 大使の任期中において、本人からの申し出があったとき又は大使としての任務の遂行に支障があると市長が認めるときは、解嘱するものとする。

(報酬等)

第5条 大使に対する報酬は、支給しないものとする。ただし、市の要請等により市が主催する事業で活動したときは、予算の範囲内で報償金を支給することができる。

2 大使に対しては、その活動に資するため次に掲げる物品等の提供を行うものとする。

- (1) 名刺
- (2) 市の特産品
- (3) 市の情報を掲載した書物、パンフレット、DVD、PR資材等
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(庶務)

第6条 大使に関する庶務は、総合政策部政策推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。